

児童扶養手当のお知らせ

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！
(平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。)

大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには西粟倉村へ申請（認定請求）が必要です。下記の支給要件に該当する方はお早めに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)

児童扶養手当とは？

- ◆父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

- ◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、保健福祉課にご相談ください。
- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

手当額（月額）は？

- ◆受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
※個々の手当額については、保健福祉課にお問い合わせください。
- 児童1人の場合
全部支給：41,720円
一部支給：41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円、
3人目以降1人につき：3,000円

父子家庭の方が受給するためには？

- ◆児童扶養手当を受給するには、西粟倉村への申請が必要です。
- ◆申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。
- 既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。
- 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをしてください。

申請手続きに必要なものは？

- ◆申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。詳しくは、保健福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先：役場保健福祉課 ☎ 279-7100】